

規則第60条 証明申請書類一覧表

- ◎申請書は正本1部、副本1部(正本のコピー)の合計2部提出してください。
- ◎**原本(証明書等の有効期限は交付日から3ヶ月)**が必要なものは、正本に原本を、副本にコピーを添付してください。
- ◎住民票は**マイナンバーの記載のないもの**を添付してください。
- ◎図面に**申請区域を赤枠**で表示し、設計図には**作成した者の記名**をしてください。
- ◎**申請書(正本)の一枚目に本表を添付し、書類及び図面等を表の項目順に綴ってください。**

省令第60条
市規則第23条

申請書類・図面等		必須	備考
申請書	60条証明申請書【市規則第37号様式】	○	
添付書類	委任状		担当者氏名及び連絡先(電話番号・FAX番号)を記入する。(委任された者でない者が手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要。)
	建築理由書	○	
	住民票(原本)	○	申請者が個人の場合
	法人の登記事項証明書(原本)	○	申請者が法人の場合
	農業経営の実態(原本)		農業用建築物の場合 農業委員会
	既存建築物の開発行為等の許可通知書・建築確認済証(写し)		既存適法建築物の延べ面積の1.5倍以内の増改築の場合 都市計画法第29条又は第43条許可通知書(写し) 建築確認済証(写し)又は建築台帳記載証明書
	固定資産税台帳・名寄帳(原本)		(同一用途、同一敷地の場合に限る。)
	建物の登記事項証明書(原本)		
	公益性を説明する資料		公益上必要な建築物の場合
	自己業務用であることを説明する資料		日常生活用品の販売・加工等の業務用の建築物の場合
	土地の登記事項証明書(原本)	○	インターネットのオンライン請求により取得したものは不可。
	土地使用承諾書 印鑑登録証明書(原本)		第三者の土地を使用する場合 印は実印
	道路・水路等占用許可書等		
	境界確定協議書・確認書	○	協議書(確認書)全ての写し、又は市長の原本証明のあるものを添付する。 申請区域が接道する部分のみを赤線で明示する。
	農地法第4・5条許可申請書(写し)		農地転用を伴う場合 受付印のある申請書写しを添付する。 農業委員会 ：農地転用を伴う場合は同時許可。
埋蔵文化財の取扱いに関する回答(写し)		生涯学習課 ：埋蔵文化財の取扱いについて(確認)	
添付図面	敷地の位置図(1/10,000以上)	○	都市計画課 ：白井市都市計画図によるもの
	敷地の区域図(1/2,500以上)	○	都市計画課 ：白井市都市計画基本図(白図)によるもの
	敷地の公図の写し(原本)(1/600以上)	○	
	敷地の求積図(1/500以上)	○	
	敷地の現況図(1/100以上)	○	地盤高、公共施設の位置及び形状、道路及び河川等の幅員等を表示する。
	敷地の断面図(1/1,000以上)	○	申請地および隣接地の地盤高、土留めの種類等を表示する。
	土地利用計画図(1/1,000以上)	○	利用種別ごとに色分け。公共施設の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状及び用途、道路名称及び建築基準法該当条項、境界杭の種別、道路幅員、土留めの種類及び範囲等を表示する。
	給排水施設計画平面図(1/100以上)		給排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、流下方向、吐口の位置及び一次放流先の名称・経路等を表示する。
	造成計画平面図・断面図(1/1,000以上)	該当する場合	盛土、切土を色分け。申請地および隣接地の地盤高、土留めの種類及び範囲等を表示する。
	がけの断面図(1/50以上)	該当する場合	がけの高さ、勾配及び土質、切土又は盛土する前の地盤面並びにがけ面保護の方法を表示する。
	擁壁の断面図(1/50以上)	該当する場合	擁壁の寸法・勾配・材料の種類、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎杭の位置並びに設計に用いた土質定数等を表示する。
	擁壁構造図(縮尺任意)		擁壁展開図、ブロック構造図、既存擁壁等構造図も添付する。 (ブロック積み の前後の地盤高低差は 60cm以下 とする。)
各種構造図(1/50以上)		雨水浸透枳、雨水貯留槽、合併浄化槽、道路施設、交通安全施設等の寸法・材料等を表示した構造図を添付する。	
予定建築物の平面図・立面図(1/200以上)	立面図は2面以上	○	敷地面積、建築物用途、構造及び規模(建面・床面)、建蔽率、容積率、最高の高さを表示する。
建築面積及び床面積の求積図(1/200以上)			